

2-10

身寄りなき入所者の代理人問題について

生活保護・包括支援センターとの連携

特別養護老人ホーム

特別養護老人ホーム：府中市立特別養護老人ホームあさひ苑

ホーム次長：野尻俊介	共同研究者（いる場合）
東京都府中市朝日町 3-17-1	共同研究者（いる場合）
TEL： 042-369-0080	E-mail： asahi@tama-dhk.or.jp
FAX： 042-365-4683	URL：

今回の発表の施設 またはサービスの 概要	府中市立あさひ苑は社会福祉法人多摩同胞会が市の委託を受けて平成5年に開設。公設の施設として100床の特別養護老人ホームと高齢者在宅サービスセンター、在宅介護支援センターを運営している。
----------------------------	--

〈取り組んだ課題〉

- 在宅時、単身独居で身寄りもなく生活保護を受給していた高齢者が特養入所に伴い、生活費が安くなったことで生活保護を打ち切られるケースが増えてきている。
- 入所時の契約者(代理人)は生活保護担当ワーカーだったが保護の停止・廃止により代理人が不在となってしまう。仮に退所となっても本人の元の住居は既に無く、状況としては特養で生活していただく以外に方法はない状態。
- 措置から介護保険へと制度が変わり、契約制度の下、代理人不在の状況下での援助は医療面等で施設にとっての不安は大きい。ただ、一方で社会福祉法人の使命として生活全般に困難をきたしている高齢者を支えたいとの思いもある。このような状況の中で、施設にとっても安全な契約・その後のフォローを形作ることが出来るのかを府中市との協議の元、進めてきた。

〈具体的な取り組み〉

生保ワーカー・府中市高齢者支援課に利用者本人にとって生活の場として特養が適切と思われること、ただその生活は施設だけで支えられる物ではなく、市の援助が不可欠であることを繰り返し説明。市の担当者も状況を正確に理解し、共に支えあうことを確認の上、生保から包括へ代理人の変更手続きを行った。

〈活動の成果と評価〉

○今回の動きを通じて府中市と施設との間でその後も生活保護受給だった利用者が保護を受けられなくなった後は、包括支援センターが代理人としてバックアップに入ることにについて一定のルールが認識された。施設側としては安心して福祉法人として受け入れが必要と思われる社会的な生活困難者の受け入れを進めることが出来ている。

〈今後の課題〉

今回、府中市とのやり取りにおいては包括支援センターが相談窓口になることで利用者の安定した苑での生活を維持することが出来た。ただ、この部分については保険者により対応がまちまちで、今後に向けては一定の動きのルールとして認識されるよう、しっかり実状を伝えて行きたい。また、入所の具体的な動きになってからの調整は困難な部分もあるので、申し込み・選考時にしっかり入所後の対応方法を確認できるように、形を整えて行きたい。

〈参考資料など〉

特養利用時における生活保護の受給基準

【メモ欄】